役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年2月20日

奈良県立橿原考古学研究所長　菅谷　文則

第1　競争入札に付する事項

1　入札の名称

奈良県立橿原考古学研究所複写サービス契約①

奈良県立橿原考古学研究所複写サービス契約②

2　入札物件の数量及び特質

奈良県立橿原考古学研究所複写サービス契約①　1台

奈良県立橿原考古学研究所複写サービス契約②　1台

その他入札説明書及び仕様書によります。

3　契約期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4　納入場所

・奈良県立橿原考古学研究所複写サービス①～②

橿原市畝傍町1　奈良県立橿原考古学研究所

（詳細は別添入札仕様書のとおり）

5　入札方法

入札は、1枚当たりの単価（小数点以下2桁まで記載）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目B1オフィス用品で登録をしている者であること。

(3)　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4)　この広告に示した入札参加物件毎の入札仕様書で示す複写サービスを提供できる機器を確実に納入でき、かつ、当該機器に関し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを確約できる者であること。

第3　入札書の提出場所等

1　入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-0065　　橿原市畝傍町1

奈良県立橿原考古学研究所　総務課　総務係

電話　　0744－24－1101

2　入開札の日時及び場所

平成30年3月13日　（火）　午前10時

橿原市畝傍町1

奈良県立橿原考古学研究所　研修室

第4　その他

1　入札保証金

免除します。

2　契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価の場合にあっては、広告等で示した予定数量を乗じて得た金額。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

3　入札者に要求される事項

(1)　この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の(4)に関し、入札説明書で示す適合規格確認書を提出するとともに、調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2)　(1)の提出書類等に基づき、第2の(4)の規定に該当するかの適否の判断を行います。

(3)　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4)　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4　入札の無効

この広告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5　契約書作成の要否

要します。

6　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が次のいずれか該当するときは、契約を締結しません。

(1)　落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤のものを含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2)　暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3)　落札者の役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4)　落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5)　上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)　この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したとき。

(7)　この契約に係る下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8　契約の解除

契約締結後、契約の相手方が上記7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)、及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9　その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。